

第14回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和2年4月17日(金)

場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生状況について
- (2) 福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針の改正について
- (3) 新型コロナウイルス感染症医療提供体制の整備について
- (4) 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置等について
- (5) その他

3 閉 会

(配布資料)

- 【資料1】 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生状況について
- 【資料2】 新型コロナウイルス感染症対策について
- 【資料3】 福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針の改正について
- 【資料4】 福島県新型コロナウイルス感染症医療調整本部について
- 【資料5】 新型コロナウイルス感染症に係る無症状・軽症者の宿泊療養の考え方について
- 【資料6】 新型コロナウイルス感染症対策に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言の区域変更等について
- 【資料7】 緊急事態宣言が出された場合の知事の権限について
- 【資料8】 新型コロナウイルス感染症対策に関する各部局の取組【概要】
- 【資料9】 福島県新型コロナウイルス感染症に関する支援制度ガイドブック

第14回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	大島幸一	
6	企画調整部	部長	橋清司	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	渡辺仁	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	こども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	宮村安治	
13	観光交流局	局長	國分守	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	高荒由幾	
18	企業局	局長	安達和久	
19	病院局	局長	伊藤直樹	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	林学	
○	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学教授	金光敬二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	保健福祉部	政策監	中島博	
2	保健福祉部	次長 (健康衛生担当)	三浦爾	
3	保健福祉部地域医療課	課長	熊谷光彦	
4	保健福祉部医療調整担当	課長	金成由美子	
5	保健福祉部地域医療課	主幹兼副課長	吾妻正明	
6	保健福祉部地域医療課	主幹	薄葉由美	
7	保健福祉部地域医療課	専門保健技師	幕田真弓	

第14回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】

システム操作卓

鈴木副知事 (副本部長) 知事 (本部長) 井出副知事 (副本部長)

○ ○ ○

警察本部長 ○

総務部長 ○

企画調整部長 ○

保健福祉部長 ○

農林水産部長 ○

出納局長 ○

病院局長 ○

文化スポーツ局長 ○

観光交流局長 ○

アドバイザー
(福島県立医科大学) ○

教育長 ○

危機管理部長 ○

生活環境部長 ○

商工労働部長 ○

土木部長 ○

企業局長 ○

避難地域復興局長 ○

こども未来局長 ○

原子力損害対策
担当理事 ○

○ 政策監

○ 次長

○ 地域医療課長

○ 医療調整担当課長

○ 地域医療課主幹

○ 地域医療課主幹

○ 地域医療課主任

○

報道
|
機
関
ス
ス

入口

9面マルチディスプレイ

システム機器類
(TV会議装置等)

新型コロナウイルス感染症患者の県内発生状況について

令和2年4月16日

事例	陽性 判明日	保健所 (市町村)	年代	性別	入院/退院	備考
1	3月7日	いわき市	70代	男性	退院済	
2	3月14日	郡山市	70代	女性	入院中	
3	3月31日	福島市	70代	男性	入院中	
4	3月31日	福島市	20代	女性	退院済	
5	4月1日	福島市	70代	女性	退院済	3例目患者の同居家族
6	4月1日	相双 (南相馬市)	50代	男性	入院中	
7	4月2日	相双 (南相馬市)	70代	女性	入院中	6例目患者の同居家族
8	4月2日	県中 (須賀川市)	10代	女性	入院中	
9	4月3日	相双 (南相馬市)	30代	女性	退院済	6例目患者の濃厚接触者
10	4月4日	相双 (南相馬市)	50代	男性	入院中	9例目患者の同居家族
11	4月4日	相双 (南相馬市)	50代	女性	入院中	9例目患者の同居家族
12	4月4日	相双 (南相馬市)	20代	男性	退院済	9例目患者の同居家族
13	4月4日	県南 (矢吹町)	20代	男性	退院済	
14	4月4日	郡山市	70代	男性	入院中	
15	4月5日	県中 (須賀川市)	30代	男性	入院中	
16	4月5日	県中 (須賀川市)	50代	女性	入院中	8例目患者の濃厚接触者
17	4月7日	福島市	40代	男性	入院中	
18	4月7日	福島市	50代	男性	入院中	
19	4月7日	福島市	40代	女性	入院中	18例目患者の同居家族
20	4月7日	福島市	30代	男性	入院中	

事例	陽性判明日	保健所(市町村)	年代	性別	入院/退院	備考
21	4月7日	郡山市	50代	男性	入院中	
22	4月7日	県中(須賀川市)	50代	男性	入院中	8例目患者の同居家族
23	4月7日	県中(須賀川市)	40代	女性	入院中	8例目患者の同居家族
24	4月7日	県中(須賀川市)	30代	男性	退院済	
25	4月8日	福島市	20代	男性	入院中	18例目患者の同居家族
26	4月8日	福島市	40代	男性	入院中	18,20例目患者と同じ職場
27	4月8日	郡山市	50代	男性	入院中	18,20例目患者と同じ職場
28	4月8日	いわき市	40代	男性	入院中	
29	4月8日	相双(南相馬市)	30代	男性	入院中	
30	4月9日	県北(二本松市)	20代	男性	入院中	18,20,26,27例目患者と同じ職場
31	4月9日	県北(本宮市)	50代	男性	入院中	18,19,26,27例目患者と同じ職場
32	4月9日	県北(本宮市)	50代	女性	入院中	31例目患者の同居家族
33	4月9日	県中(須賀川市)	30代	男性	退院済	13例目患者の同僚
34	4月10日	県北(二本松市)	60代	男性	入院中	17,18,20,26,27,30,31例目患者と同じ職場
35	4月10日	県北(本宮市)	50代	男性	入院中	32例目の同僚
36	4月10日	郡山市	20代	女性	入院中	
37	4月11日	福島市	40代	男性	入院中	17,18,20,26,27,30,31,34例目患者と同じ職場
38	4月12日	福島市	10歳未満	男性	入院中	37例目患者の同居家族
39	4月14日	いわき市	60代	男性	入院中	
40	4月15日	県北(本宮市)	50代	男性	入院中	35例目患者の濃厚接触者
41	4月16日	県中(田村市)	30代	女性	入院調整中	
42	4月16日	いわき市	50代	男性	入院中	39例目患者の同僚
43	4月16日	いわき市	10代	男性	入院中	39例目患者の同僚

事例	陽性 判明日	保健所 (市町村)	年代	性別	入院/退院	備考
44	4月16日	いわき市	50代	男性	入院中	39例目患者の同僚
45	4月16日	相双 (広野町)	50代	男性	入院中	
46	4月16日	相双 (南相馬市)	60代	男性	入院中	
47	4月16日	県北 (本宮市)	50代	女性	入院調整中	
48	4月16日	県北 (大玉村)	50代	女性	入院調整中	
49	4月16日	県北 (本宮市)	50代	女性	入院調整中	

新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について（38 例目）

令和2年4月12日（日）
担当：福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

本日（4月12日）、福島市保健所が行った新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。

【38 例目概要】

年 代	10歳未満
性 別	男性
居住地	福島県（福島市保健所管内）福島市
症状・経過	4月11日（土）同居家族が陽性と判明 4月12日（日）新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	症状なし。入院中
備考	・県内患者37例目の同居家族 ※行動歴及び濃厚接触者については保健所にて調査中

新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について（39 例目）

令和2年4月14日（火）

担当：福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

本日（4月14日）、新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。

【39 例目概要】

年代	60代
性別	男性
居住地	福島県（いわき市保健所管内）いわき市
症状・経過	4月 6日（月）夕方発熱、倦怠感あり 4月 7日（火）医療機関受診 4月10日（金）医療機関受診 4月13日（月）発熱（38℃台）、めまい、倦怠感あり 4月14日（火）新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	軽症。入院中
備考	※行動歴及び濃厚接触者については保健所にて調査中

新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について（40 例目）

令和2年4月15日（水）

担当：福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

本日（4月15日）、県衛生研究所が行った新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。

【40 例目概要】

年代	50代
性別	男性
居住地	福島県（県北保健所管内）本宮市
症状・経過	4月10日（金）発熱（37.7℃）、嘔気、悪寒、関節痛あり 4月13日（月）発熱（37.4℃）、関節痛あり 4月14日（火）帰国者・接触者外来受診 4月15日（水）新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	軽症。入院予定。
備考	・県内患者35例目の濃厚接触者 ※行動歴及び濃厚接触者については保健所にて調査中

新型コロナウイルス感染症患者の県内発生について（41～49 例目）

令和2年4月16日（木）
担当：福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

本日（4月16日）、新型コロナウイルス検査の結果、陽性となった患者が確認されました。

【41 例目概要】

年代	30代
性別	女性
居住地	福島県（県中保健所管内）田村市
症状・経過	4月 3日（金）頭痛、関節痛、悪寒、咽頭痛あり 4月 4日（土）発熱（37℃台） 4月 6日（月）帰国者・接触者相談センターへ相談 自宅待機 4月 7日（火）～12日（日）発熱（37℃台）、倦怠感あり 4月13日（月）医療機関へ相談 4月14日（火）帰国者・接触者外来受診、検体採取 4月16日（木）新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	軽症。入院予定
備考	※行動歴及び濃厚接触者については保健所にて調査中

【42 例目概要】

年代	50代
性別	男性
居住地	福島県（いわき市保健所管内）いわき市
症状・経過	4月11日（土）発熱（37.3℃）あり 4月13日（月）解熱 4月15日（水）帰国者・接触者外来受診 4月16日（木）新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	軽症。入院中。
備考	・県内39例目の同僚 ※行動歴及び濃厚接触者については保健所にて調査中

【43 例目概要】

年代	10代
性別	男性
居住地	福島県（いわき市保健所管内）いわき市
症状・経過	4月 7日（火）発熱あり 4月 8日（水）発熱あり、医療機関受診 4月15日（水）帰国者・接触者外来受診 4月16日（木）新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	軽症。入院中。
備考	・県内39例目の同僚 ※行動歴及び濃厚接触者については保健所にて調査中

【44例目概要】

年代	50代
性別	男性
居住地	福島県（いわき市保健所管内）いわき市
症状・経過	4月11日（土）倦怠感あり 4月15日（水）帰国者・接触者外来受診 4月16日（木）新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	軽症。入院中。
備考	・県内39例目の同僚 ※行動歴及び濃厚接触者については保健所にて調査中

【45例目概要】

年代	50代
性別	男性
居住地	福島県（相双保健所管内）広野町
症状・経過	4月12日（日）発熱（37.4℃）あり その後、15日（水）まで継続 4月15日（水）倦怠感、口渇感、胸痛あり 医療機関受診 4月16日（木）新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	軽症。入院予定
備考	※行動歴及び濃厚接触者については保健所にて調査中

【46例目概要】

年代	60代
性別	男性
居住地	福島県（相双保健所管内）南相馬市
症状・経過	4月11日（土）発熱（38.4℃）、嘔気あり 4月15日（水）発熱（39.1℃）、咳、倦怠感、嘔気あり 医療機関受診、肺炎所見あり 4月16日（木）新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	軽症。入院中
備考	※行動歴及び濃厚接触者については保健所にて調査中

【47例目概要】

年代	50代
性別	女性
居住地	福島県（県北保健所管内）本宮市
症状・経過	4月12日（日）発熱（37.4℃）、倦怠感、鼻水あり 4月14日（火）発熱（37.9℃）、倦怠感、咽頭痛、鼻水あり 4月15日（水）帰国者・接触者外来受診 4月16日（木）新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	軽症。入院予定
備考	※行動歴及び濃厚接触者については保健所にて調査中

【48 例目概要】

年 代	50代
性 別	女性
居住地	福島県（県北保健所管内）大玉村
症状・経過	4月11日（土）発熱（37.2℃）あり 4月12日（日）発熱（37℃）あり 4月14日（火）咳、胸の違和感あり 4月15日（水）帰国者・接触者外来受診 4月16日（木）新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	軽症。入院予定
備考	※行動歴及び濃厚接触者については保健所にて調査中

【49 例目概要】

年 代	50代
性 別	女性
居住地	福島県（県北保健所管内）本宮市
症状・経過	4月12日（金）発熱（37.4℃）、咳、痰あり 4月14日（火）医療機関受診、肺炎所見あり 4月15日（水）帰国者・接触者外来受診 4月16日（木）新型コロナウイルスの検査結果、陽性と判明
状態	軽症。入院予定
備考	※行動歴及び濃厚接触者については保健所にて調査中

新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年4月17日

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 現状

(1) 感染状況

① 国内の感染状況

(単位 人)

都道府県名	陽性者数	うち死亡者数
東京都	2,446	53
大阪府	968	6
神奈川県	619	13
千葉県	537	6
埼玉県	513	9
兵庫県	423	14
福岡県	436	7
愛知県	358	25
その他	2,274	40
合計	8,574	173

※ チャーター便帰国者15名、空港検疫135名、クルーズ船乗員・乗客712名(死亡者13名)を除く。

※ 令和2年4月16日10時30分時点(報道機関情報)

② 県内の感染状況(4月16日時点)

- 49人 3/7: 1名確認。退院(4/1)、3/14: 1名確認。現在入院中。
 3/31: 2名確認。うち1名退院(4/8)。
 4/1: 2名確認。うち1名退院(4/16)。
 4/2: 2名確認。現在入院中。4/3: 1名確認。退院(4/15)。
 4/4: 5名確認。うち2名退院(4/9、4/15)。
 4/5: 2名確認。現在入院中。4/7: 8名確認。うち1名退院(4/15)。
 4/8: 5名確認。現在入院中。4/9: 4名確認。うち1名退院(4/14)。
 4/10: 3名確認。現在入院中。4/11: 1名確認。現在入院中。
 4/12: 1名確認。現在入院中。4/14: 1名確認。現在入院中。
 4/15: 1名確認。現在入院中。
 4/16: 9名確認。

※ クルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」乗船者の県内受入患者(7名)については、3月18日13時をもって全て退院。

(2) 検査の状況 (県内発生分)

(令和2年4月16日)

	検査実施件数 (1/26~4/16)	陽性者数 (累計)			
			退院	入院中	入院調整中
県内疑似症等	<u>924</u>	<u>49</u>	<u>8</u>	<u>37</u>	<u>4</u>
県内陽性者	<u>45</u>				
クルーズ船	41	7	7	0	0
総計	<u>1,010</u>	<u>56</u>	<u>15</u>	<u>37</u>	<u>4</u>

※県内疑似症等の検査施設の内訳 (令和2年4月15日時点)

- 福島県衛生研究所における検査574件
- 福島市保健所における検査153件
- 江東微生物研究所における検査132件
- 福島県立医科大学における検査5件
- いわき市保健所における検査5件
- 郡山市保健所における検査55件

- PCR検査について、一人につき2検体を採取することが基本だが、1検体しか採取できない状況があり、結果的に検査可能人数は拡大している。

(3) 相談対応の状況

- ① 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル (コールセンター) 相談件数
(令和2年4月16日現在) (単位 件)

1/29 ~2/8	2/9 ~2/15	2/16 ~2/22	2/23 ~2/29	3/1 ~3/7	3/8 ~3/14	3/15 ~3/21	3/22 ~3/28	3/29 ~4/4	4/5~ 4/11	4/12 ~4/16	合計
121	33	216	198	164	184	142	145	816	1,278	<u>785</u>	<u>4,084</u>

(参考) 保健所の相談対応数

(令和2年4月16日現在) (単位 件)

1/29 ~2/8	2/9 ~2/15	2/16 ~2/22	2/23 ~2/29	3/1 ~3/7	3/8 ~3/14	3/15 ~3/21	3/22 ~3/28	3/29 ~4/4	4/5~ ~4/11	4/12 ~4/16	合計
318	124	541	725	753	760	<u>652</u>	<u>542</u>	<u>1,309</u>	<u>3,407</u>	<u>2,382</u>	<u>11,388</u>

- ② 帰国者・接触者相談センター (県内9カ所) 相談件数

(令和2年4月16日現在) (単位 件)

1/29 ~2/8	2/9 ~2/15	2/16 ~2/22	2/23 ~2/29	3/1 ~3/7	3/8 ~3/14	3/15 ~3/21	3/22 ~3/28	3/29 ~4/4	4/5~ ~4/11	4/12~ 4/16	合計
1	16	122	204	262	383	<u>287</u>	<u>410</u>	<u>1,054</u>	<u>2,625</u>	<u>2,026</u>	<u>7,729</u>

2 国等の対応状況

- 1月28日 新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定することを閣議決定。2月1日に関係政令施行。
- 1月30日 内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部設置。
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急対応策を決定。
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定。
- 2月26日 全国規模のイベントについて、今後2週間、中止、延期、規模縮小等の対応を要請。
- 2月28日 全国すべての学校等に対し3月2日から春休みまでの臨時休業を要請。
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急対応策（第2弾）を決定。併せて全国の大規模なイベント自粛を10日間程度継続するよう要請。
- 3月13日 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法成立。新型コロナウイルス感染症に同法の規定を適用。
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、クラスターの大規模化や患者の急激な増加に備える必要があると分析し、学校を始めとした活動については、地域ごと感染状況別の対応を検討するよう提言。
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部において、クラスター対策の抜本的な強化及び重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備に取り組むとともに、国民への3つの条件が重なる場を避ける行動や大規模イベントについての主催者への慎重に対応、開催の判断の際の感染リスクへの対応を要請。
- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部において、日本人を含む米国からの入国者に対し、指定する場所での14日間の待機及び公共交通機関の使用自粛の要請を当面4月末日まで実施することなどを報告。
- 3月26日 特措法第15条に定める政府対策本部が設置される。
第23回新型コロナウイルス感染症対策本部開催。
- 3月27日 全国知事会は、各都道府県に対し、就職や進学等で東京都を始め感染が拡大している地域へ転出される方への注意喚起を依頼。
- 3月28日 第24回新型コロナウイルス感染症対策本部において、特措法に基づく「基本的対処方針」を策定。緊急経済対策の取りまとめを指示。
- 4月 1日 第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、感染状況を踏まえた地域区分における対応策や市民に求める取組の徹底等を提言。
第25回新型コロナウイルス感染症対策本部において、水際対策強化に係る新たな措置などを報告。
- 4月 2日 厚生労働省が、重傷者を優先する医療体制へシフトし、軽症者は宿泊・自宅療養等とする等の文書を発出。
- 4月 7日 緊急事態宣言が、5月6日までの1カ月間、7都府県（東京都、埼玉県、

千葉県、神奈川県、兵庫県、大阪府、福岡県)に発令。「基本的対処方針」、
「緊急経済対策」を閣議決定。

4月11日 政府が、緊急事態宣言が出された7都府県以外の道府県についても、繁
華街の接客を伴う飲食店への外出自粛について、強く促す旨を基本的対処
方針に新たに追加。

4月16日 政府が、緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大。「基本的対処方針」の変
更が新型コロナウイルス対策本部で決定。

3 市町村の対応状況

- 53市町村で対策本部を設置済(3/27)。未設置の市町村においても既存の会議
で対応中。
- 住民への情報発信、マスク不足や学校休業に伴う対応などに取り組んでいる。
- 緊急事態宣言の発令により、特措法第34条第1に基づき、全市町村が市町村対
策本部を設置(4/8)。

4 県の対応状況

【対策本部員会議】

- 1月29日 第1回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- 2月21日 第2回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- 2月27日 第3回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針」を決定。「集団
発生の防止」「重症者対策」「流行期に備えた体制整備」について、必
要な体制強化を図る。
 - ・ 県主催のイベント等に関して「新型コロナウイルス感染症に係るイ
ベント等の開催基準について」を決定(適用期間:2/28~3/15)。
- 3月7日 第4回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 県内患者一例目の発生を受けて、知事メッセージ発出
- 3月13日 第5回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 国の緊急対応策(第2弾)を踏まえた県の対応について説明。
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について」
の適用期間を3月末まで延長。
- 3月15日 二例目の発生を受け、県中地域本部会議開催。
- 3月24日 第6回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 国の専門家会議の状況分析・提言を受けて、公立学校の4月1日か
らの活動再開や県主催イベントの今後の対応方針を決定。
- 3月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく福島県対策本部を設置
- 3月27日 第7回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

- ・ 知事メッセージを発出し、東京都の感染防止対策に協力するため、東京方面への週末(3/28~29)の不要・不急の往来を控えるよう要請。
- 3月30日 第1回福島県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会
- ・ 県新型コロナウイルス感染症対策基本方針について協議。
- 3月31日 第8回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 県新型コロナウイルス感染症対策基本方針を決定
- 4月 2日 福島県新型コロナウイルス感染症対策地域本部を設置。(県北 3/31、県中 3/14、県南 4/2、会津 4/2、南会津 4/2、相双 4/1、いわき 4/2)
- 4月 3日 第9回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 知事メッセージを発出し、当面の間、東京方面への不要・不急の往来を控えるよう、また陽性となった方などに対する偏見や差別的言動を行わないように要請。
- 4月 5日 第10回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 知事メッセージを発出し、感染症予防策等の徹底について要請。県主催イベント等の今後の対応について決定。
- 4月 7日 第11回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 緊急事態宣言について情報共有。
 - ・ 知事メッセージを発出し、緊急事態宣言の対象地域への不要・不急の往来を控えること等について要請。
- 4月10日 第12回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 4/7に発表された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受け、国の補正予算が閣議決定されたことについて情報共有。
 - ・ 知事メッセージを発出し、就職や転勤などのやむを得ない事情で緊急事態宣言の対象地域から転入された方について、2週間は不要・不急の外出は控えること等について要請。
- 4月11日 第13回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 知事メッセージを発出し、繁華街における接客を伴う飲食店等への外出を控えることについて要請。

【基本方針に基づく取組状況】

(1) 情報提供・共有

- ・ 新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、咳エチケットや手洗いなどの感染予防対策や県主催イベントの開催中止等について発信。

- ・ 県ホームページのトップページに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載。
- ・ 県内の事業者から聞き取り調査により生活必需品の需給状況を把握し、ホームページに必要な情報を掲載。
- ・ 県内の検査結果状況（累計）をホームページ上で毎日更新。（3/6～）
- ・ 県内の感染発生の概要等についてホームページに記載。（3/7～）
- ・ 患者発生時における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成・配信。
- ・ 引き続き、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、ツイッター等のあらゆる手段を活用した情報発信をしていく。

（2）サーベイランス・情報収集

① 県内での検査体制の拡充

- ・ 衛生研究所において、1日最大32検体(概ね32人分)の検査を行う体制から、3月9日以降1日最大48検体(概ね48人分)の検査を行う体制に拡充。
- ・ (株)江東微生物研究所との間で、3月10日付けで検査委託契約を締結し、1日50検体(概ね50人分)の検査体制をさらに拡充。
- ・ 福島市保健所において、3月23日から1日16検体(概ね16人分)の検査体制を確立。3月23日付けで検査委託契約を締結。
- ・ いわき市保健所において、4月1日から1日10検体(概ね10人分)の検査体制を確立。
- ・ 郡山市保健所において、4月8日から1日16検体(概ね16人分)の検査体制を確立。
- ・ 県立医大において、4月13日から1日10検体(概ね10人分)の検査体制を確立。
- ・ 県内の検査体制は、1日最大150検体(概ね150人分)となった。
- ・ 今後も、更なる検査体制の拡充に向け、医療機関及び民間検査機関における検査体制確立に向けた支援・調整を継続。

② 相談受付体制の強化

- ・ 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）の回線数を3月16日（月）から3回線に増設。土日の受付を4月4日（土）から開始。
- ・ 帰国者・接触者相談センターの平日夜間と土日の受付を3月16日（月）から対策本部内（本庁）に集約。
- ・ 外国人住民が帰国者・接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話（電話）による通訳支援を実施（英語・中国語・タガログ語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語に対応）
- ・ コールセンター等による電話相談に加え、相談窓口の充実を図るため、LINEを活用したサポートを3月27日（金）から開始。

(3) まん延防止

- ・ 市町村や民間に対して、感染防止のためイベント延期等と呼びかけ。
- ・ 国専門家会議の見解等を踏まえ、県主催イベント等の開催基準を改定（適用期間は当面の間）するとともに、市町村や民間に対しても参考として送付。
- ・ 学校と地域の保健所の連携強化等を図るため、公立小・中学校の担当者を対象に各保健所職員と合同で研修会を開催。（3/16～3/19）

(4) 医療

- ・ 4月2日（木）に医師会、病院協会、県内各保健所等の関係機関による「医療調整会議」を開催。更なる病床の確保に向けて調整中。
- ・ 医療提供体制の整備に向け、国の制度の活用について調整中。
- ・ 4月8日（水）より軽症者受入施設の募集を開始。
- ・ 感染症指定医療機関の32床に加え、一般病床28床及び結核病床53床、計113床を入院可能な病床として確保。
- ・ 4月13日（月）福島県新型コロナウイルス感染症医療調整本部会議を設置し、第1回本部会議を開催。医療機関等の役割分担など医療提供体制の整備方針の考え方について関係者間で議論、認識を共有したところ。
- ・ 4月17日付けで帰国者・接触者外来を29箇所から30箇所へ拡充。

(5) 経済・産業・雇用対策

① 企業への経営支援

- ・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化（3/5）。
- ・ 国の資金繰り対策について関係機関に情報提供するとともに、県制度資金（緊急経済対策資金（外的変化対応資金））の利用と呼びかけ。
- ・ 4月7日に公表された緊急経済対策に伴う雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大措置（助成率上乘せ：大企業2/3、中小企業4/5、解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小企業9/10、対象拡大：雇用保険被保険者以外の労働者まで拡大等）について関係団体に対して周知。

また、同様に民間金融機関を通じた無利子融資制度についても速やかに創設するとともに、持続化給付金など各種支援制度について周知していく。

② 世帯への貸付制度等

- ・ 新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付の受付を開始。（3/25）
- ・ 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援の創設について周知。（3/10）

③ 関係機関と連携した相談への対応

- ・ 商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携・協力。(県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。)
- ・ 福島県中小企業労働相談所(雇用労政課内)にて、雇用関係の各種相談に対応。
- ・ 県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設(3/3)
- ・ 福島労働局が開設した特別労働相談室(2/14～)とも連携しながら対応。
- ・ 東京及び県内8カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援。

④ 事業継続に向けた対応等

- ・ 農林水産省が公表した「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・事業継続に関する基本的なガイドライン」について市町村、関係団体へ周知。

(6) その他

- ・ 帰国者・接触者外来設置医療機関や介護施設等に対して、県で備蓄していたマスクや防護服を提供。
- ・ 高齢者施設等における面会については、「緊急やむを得ない場合を除きできる限り制限されるなど、万全の対策をとられるよう」との部長通知。(2/25)
- ・ 高齢者施設等に対して、「感染防止対策の徹底」と「感染が疑われる者が発生した場合の対策」など、感染防止対策の徹底を部長通知(3/8)。また、市町村に対しても同様に協力依頼(3/9)。
- ・ 高齢者施設等における感染症防止の対策の徹底を図るため、市町村と連携し各施設等で実施している感染症防止の対策事例の共有等に関する部長通知を发出(3/19)
- ・ 高齢者施設等に対する新型コロナウイルス集団感染防止に係る注意喚起の周知(国事務連絡)を改めて高齢者施設等へ周知(3/26)。
- ・ 高齢者施設等における感染拡大防止対策の更なる徹底を図るため、対策事例の内容を追加の上、施設等及び市町村へ部長通知を发出(4/2)。
- ・ 国から提供された医療機関用マスク約28,000枚を「帰国者・接触者外来」を担う医療機関に提供(3/19)。
- ・ 3/31以降、国が追加で約19万枚のマスクを医療機関等に4/3までに配布する予定。
- ・ 更に、4/6以降、国から約19万枚のマスクが配布される予定。
- ・ 介護施設等には、国が直接、布製マスクを3月30日から順次配布中(枚数は利用者及び職員に1枚ずつを目安)。
- ・ 医療機関・社会福祉施設等に国から配分される手消毒用エタノールについて

- て、国へ数量を報告(3/30)。
- ・ 県薬剤師会の仲介により、東北アルフレッサ(株)から購入する消毒液800ℓを、高齢者施設等へ4月上旬に配布見込(4/1)。
 - ・ 医療的ケアを必要とする児童の家庭に、国から配分された手指消毒用エタノールを訪問看護ステーション及び障害児通所支援事業所を通じて配布(4/2)
 - ・ マスク等の品薄状態が続いていることを踏まえ、今回の補正において、国の補助制度を活用したマスク等の購入経費を計上し、順次購入。
 - ・ 引き続き、県としても、医療機関などのマスクの不足状況の把握に努めるとともに、災害時の応援協定を締結している企業や卸、販売業者をはじめ、新たな製造業者等に提供の働きかけを行うほか、国に対して調達先の紹介を依頼するなど、必要量の確保に努めていく。
 - ・ 児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま24時間子どもSOS」等の電話相談窓口を活用。

福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針(改正案)

令和2年3月31日(令和2年4月〇改正)

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

3月28日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という。)第18条第1項に基づく基本的対処方針を定め、更に4月7日及び4月11日に改正されたことから、この方針を受け、今後の講じるべき対策について下記により県の基本方針を定める。

記

1 現在の状況

国内では感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきており、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況にあることから、令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長(内閣総理大臣)は法第32条第1項に基づき緊急事態宣言を行った。

また、令和2年4月11日には、第24条第9項に基づき、特定都道府県(緊急事態の対象区域に属する都道府県)以外の都道府県に対して、繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を強く促すこととされたところである。

本県でも感染者が増加傾向にあり、いつ大規模な流行が発生するか分からない状況であることから、接触機会の低減を徹底することを始め、県内の感染拡大を抑えるための対策を講じることが重要である。

2 全般的な方針

- 情報提供・共有及びまん延防止策により、県内において患者間の関連が認められた集団(以下「クラスター」という。)等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。

3 対策実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

ア 県は、県民に対して、正確でわかり分りやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供と呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

- ・ 国内外及び県内発生状況や県の対策に関する情報提供
- ・ 手洗い、咳エチケット等の徹底、体調不良が見られた場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛や、感染リスクを下げるための受診行動等、県民一人一人がとるべき行動についての呼びかけ
- ・ 感染者及び濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ
- ・ 「密閉空間」「密集場所」「密接場面」の三つの密（以下「三つの密」という。）を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
- ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
- ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は国として実施しないことを周知し、落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。

イ 県は、国との情報連携により、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用するなど、様々な手段により県民に対して地域の感染状況に応じた情報提供、注意喚起を迅速かつ積極的に行う。

(2) サーベイランス・情報収集

- ア 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出による疑似症患者のほか、医師が感染を疑い必要と認める場合積極的に検査を実施する。
- イ 県は、中核市と連携し、衛生研究所、保健所及び民間の検査機関等の検査体制の強化を図るとともに、関係機関による会議体によりPCR検査の実施体制の把握・調整等を行う。
- ウ 県は、中核市と連携し、引き続き感染症発生動向調査を実施するとともに、市町村

【第14回福島県新型コロナウイルス感染症本部員会議（R2.4.17）資料】

とも協力し、学校等での集団発生の把握の強化を図る。

(3) まん延防止

- ア 県は、まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に打ち出す。
- イ 県は、厚生労働省や専門家と連携しながら、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。
- ウ 県は、クラスターが発生しているおそれがある場合には、当該クラスターに関する施設の休業、催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについては、開催の自粛要請等を強く行う。これに関連し、国や他都道府県で緊密に情報共有を行う。
- エ 「三つの密」のある集まりについて自粛の協力を強く求めるとともに、全国的かつ大規模な催物等の開催については、適切な感染対策などリスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。感染が拡大傾向にあり、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の予兆がみられた場合は期間を示した上で外出や催物の開催の自粛について協力を迅速に要請する。その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。
- オ 県は、食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止を呼び掛ける。また、クラスター発生の状況等を踏まえ、キャバレー、ナイトクラブ等の遊興施設への、外出自粛の周知を行う。
- カ 県は、特に感染拡大の兆しが見られた場合には、国及び関係機関と協力して、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- キ 県は、クラスター対策を強化する観点から、国と連携し、保健所の体制強化に取り組むとともに、市町村と迅速な情報共有を行い、必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに他都道府県との迅速な情報共有に努める。
- ク 県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導し、必要な支援を行うとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ケ 県は、住民、事業所、学校、福祉施設、公共交通機関等に対し、手洗いや咳エチケット

【第1.4回福島県新型コロナウイルス感染症本部員会議 (R2.4.17) 資料】

ット、部屋の換気等の感染防止のための行動、在宅勤務や時差出勤、発熱等の症状が見られる方の外出自粛勧奨、テレビ会議等の利用による移動を減らすこと等の感染拡大防止のための対策について呼びかける。

コ 県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCP（事業継続計画（以下「BCP」という。））に基づく対応の更なる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業所及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかける。

サ 県は、国と連携し、法第24条第9項に基づき、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す。

シ 県は、国が引き続き実施する水際対策について、協力した対応を行う。

(4) 医療等

ア 県は、引き続き、帰国者・接触者相談センターによる相談及び帰国者・接触者外来での外来医療の提供を行い、患者が認められた場合には、感染症法第19条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し適切な医療提供を行う。

イ 県は、患者が増加し、医療体制に支障を来すおそれがある場合に次の対応に切り替えていくことを想定し、医療機関、医師会等関係機関、市町村とも連携しながら必要な体制の構築に努める。

- ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障を来すおそれがあると判断した場合は、厚生労働省に相談の上、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握する。
- ・ 軽症者等が自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合に、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、感染の更なるまん延防止に十分注意しながら、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じる。
- ・ 県は、軽症者を療養するためのホテルなど一時的な宿泊施設を確保し、療養に対応した環境整備を行う。
- ・ 感染が疑われる患者の受診の増加に対し、帰国者・接触者外来での医療体制に支障をきたすおそれがある場合には、医療需要に応じ、帰国者・接触者相談セ

【第14回福島県新型コロナウイルス感染症本部員会議（R2.4.17）資料】

センターの体制を強化した上で、帰国者・接触者外来をさらに増設する。

- ・ さらに、患者が増加し医療提供体制の限度を超えるおそれがあると判断した場合は、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うため、必要な体制整備を図る。

ウ 県は、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第31条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、次のように医療体制の確保に努める。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者を優先的に受け入れる医療機関のうち、重症患者を重点的に受け入れる医療機関の指定や感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関の設定など地域の医療機関の役割分担を行う。
- ・ 結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保する。
- ・ 専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。
- ・ 医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討する。
- ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の協力について検討する。
- ・ 医療機関に対して協力を要請するとともに、医療機関の機能を維持するために必要な支援策を講じる。
- ・ 仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用について検討する。

エ 県は、医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、国、市町村、関係団体と協力して、以下の事項について周知徹底を行う。

- ・ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」を徹底して避けること。
- ・ 症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用すること。
- ・ 手洗い・手指消毒を徹底すること。
- ・ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒すること。
- ・ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つこと。
- ・ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。
- ・ 面会者からの感染を防ぐため、医療機関における面会は緊急の場合を除き一時

【第14回福島県新型コロナウイルス感染症本部員会議（R2.4.17）資料】

中止すべきこと。高齢者施設等の面会は緊急やむを得ない場合を除き、できる限り制限すること。

- ・ さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すること。
- ・ 入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

オ 県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受け入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の个人防护具を優先的に確保する。

カ 県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、優先してPCR検査等を受けさせるようにする。

キ 県は、国と連携しながら、都道府県域を越える場合も含めた広域的な搬送と医療体制を検討する。

ク 県は、聴覚障がい者の手話通訳や外国人向けの医療通訳の整備など、国の制度を活用しながら引き続き強化する。

ケ 県は、市町村等が実施する法令に基づく健康診断や予防接種（乳幼児向け検診、予防接種など）については適切な感染対策の下で実施されるよう助言を行う。

(5) 経済・産業・雇用対策

ア 県は、国の政策に連動しながら、中小・小規模事業者、個人事業主や農林漁業者の方々が継続して事業に取り組めるよう、市町村、経済団体、事業者等と連携して、地域の実情に応じた機動的、必要かつ十分な経済財政対策等を実施する。

- ・ 資金繰り支援については、国の無利子無担保融資制度を周知するとともに、民間金融機関による無利子融資制度を速やかに創設する。
- ・ 事業継続支援については、中小企業から個人事業者まで幅広く対象となる新たな給付金制度について周知していく。
- ・ 雇用調整助成金については、特例措置の更なる拡大と簡素化された手続きの周知を図るとともに、県の中小企業労働相談所等でも丁寧に対応を行っていく。

イ 県は、食料の安定供給に重要な役割を担っている農業者等の生産者に対し、事業継続に向けた対応を周知する。

(6) その他

ア 人権等への配慮

- (ア) 県は、患者・感染者や対策に携わった方々、その家族などに対する差別や偏見、いじめを防止するための必要な取組を行う。
- (イ) 県は、各種対策を実施する場合においては、県民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障がい者などに与える影響を十分配慮して実施する。
- (ウ) 県は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国と協力して啓発等の必要な取組を実施する。
- (エ) 県は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第59条に基づく措置を講じる。
- (オ) 県は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅でのDVや虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障がい者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。
- (カ) 県は、医療スタッフの身体的負担、心理的ストレスを軽減できるよう、きめ細やかなケアを講じる。

イ 物資・資材等の供給

県は、マスクや消毒薬など、必要な衛生資材については、引き続き国や企業と連携して確保を図るとともに、医療機関、福祉施設等に必要な配布を行う。

マスクや消毒薬等の物資を確保するため、マスクの転売行為や過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。

ウ 関係機関との連携の推進

県は、市町村や関係機関等と双方向の情報共有を強化し、連携しながら対策を推進する。

近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたっては、その要請に応じ、必要な支援を行う。

エ 社会機能の維持

- (ア) 県は、国や市町村、関係団体、指定公共機関、指定地方公共機関など関係機関との情報共有を図り、感染拡大時の社会機能の維持のための体制整備を図るとともに、緊急事態宣言が出された場合などに備えた対応を検討する。
- (イ) 県は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、国等関係機関と連携し警戒警備を実施する。

【第14回福島県新型コロナウイルス感染症本部員会議（R2.4.17）資料】

（ウ）警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取り締まりを徹底する。

オ その他

県は、県内の発生状況や医療資源、経済社会状況等を踏まえ必要に応じて基本方針の変更を行う。

福島県新型コロナウイルス感染症医療調整本部について

資料 4

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 (特措法定)
 【本部長：知事】

助言

専門家会議

福島県新型コロナウイルス感染症医療調整本部
 【本部長：副知事】

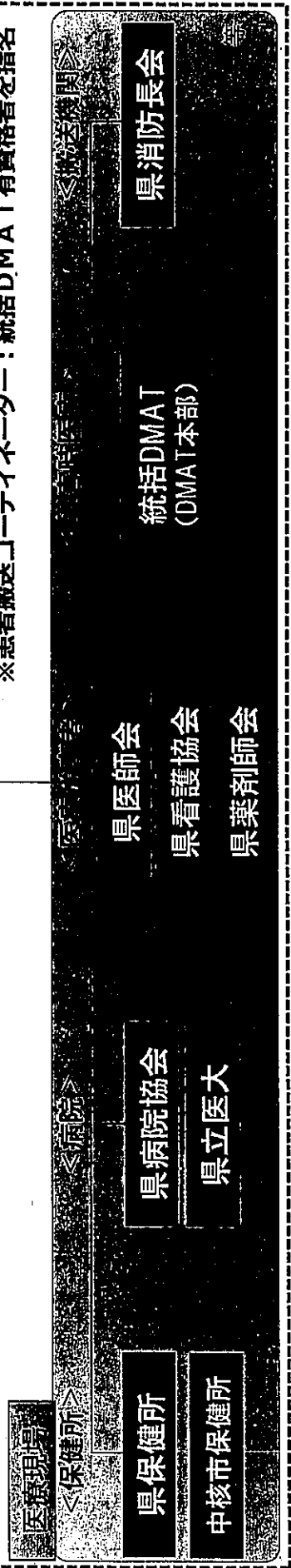
- <役割・機能>
- ① 医療提供体制の広域調整
 - ② 入院患者等の受入れ調整
 - ③ 搬送調整
- 等

連携

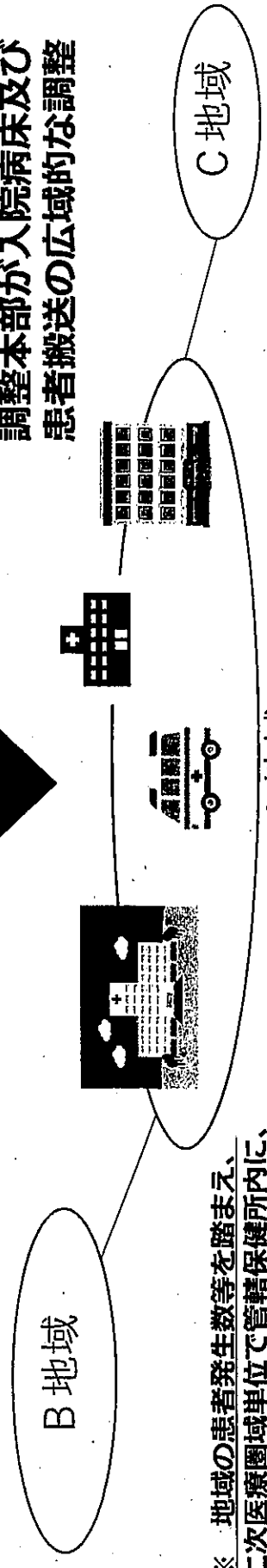
福島県新型コロナウイルス感染症
 対策本部

連携 協働

※患者搬送コーディネーター：統括DMAT有資格者を指名



調整本部が入院病床及び
 患者搬送の広域的な調整



※ 地域の患者発生数を踏まえ、
 二次医療圏域単位で管轄保健所内に、
 「医療調整地方本部」を設置

第1回福島県新型コロナウイルス感染症医療調整本部会議の開催結果（概要）

（概要）

● 令和2年4月13日、第1回の本部会議を準備

● 設置について了解を得るべく、関係機関と協議を共有したところ。

● 関係機関で議論、認識

（今後の新型コロナウイルス感染症医療提供体制の整備方針）

- 新型コロナウイルス感染症流行を受け、本県地域医療は厳しい状況。
 - 一方で、新型コロナウイルス感染症とともに、日常の一般診療、救急医療、がん治療等の高度医療の提供を必要とする患者もおり、新型コロナウイルス感染症対応により通常医療が止まる事態は避けなければならず、地域医療提供体制の維持と新型コロナウイルス対策を両立しなければならない。
 - こうした困難な課題を解決するため、地域医療を支える全ての関係者が連携、協力して総力戦で新型コロナウイルスとの戦いに挑むことが不可欠であることから、医療機関へ協力を要請し、二次医療圏域単位で、患者症状別に対応すべき医療機関等とその役割を明確化し、適切な医療資源の配分を行っていく。
- 基本的な考え：二次医療圏域単位で体制を構築する。
 - 患者症状区分：「無症状・軽症⇒中等症⇒重症」の3区分とする。

□対応すべき医療機関等：

新型コロナウイルス 感染者症状区分	対応すべき医療機関(入院施設等)
無症状・軽症者	宿泊療養(研修施設等)・自宅療養 ※地域の医療機関が協力
中等症者	重点医療機関 (二次救急医療機関等)
重症者	重点医療機関 (福島県立医大等の三次救急医療機関)

※「帰国者・接触者外来」を含めた地域における検査・外来・スクリーニング体制については、地元医師会の協力を得ながら、医療機関の負担軽減を図れるよう、効率的な体制の構築を目指す。

新型コロナウイルス感染症に係る無症状・軽症者の宿泊療養の考え方について

令和2年4月17日
対策本部医療対策班

1 移行対象

○ 入院後、以下の患者について、入院勧告継続の対象とせず、福島県が用意する「宿泊施設等」での療養を行うものとする。

- ・ 無症状病原体保有者及び軽症患者(軽症者等)で、感染防止にかかる留意点が遵守できる者であって、原則次の1から4までのいずれにも該当せず、帰国者・接触者外来又は現在入院中の医療機関の医師が、症状や病床の状況等から必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した者(※)

- 1 65歳以上の高齢者
- 2 基礎疾患がある者(糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患を有する者、透析加療中の者等)
- 3 免疫抑制状態である者(免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者)
- 4 妊娠している者

※ 発熱、呼吸器症状、呼吸数、胸部レントゲン、酸素飽和度 SpO₂ 等の症状や診察、検査所見等を踏まえ、医師が総合的に判断する。

○ なお、自宅療養については、患者に対する医療提供の体制、検査の実施方法の検討も必要であり、医療人材の確保も課題であることから、「宿泊療養」とは別に、引き続き調整を進める。

2 スケジュール

○ まずは「宿泊療養」を優先し、受入、医師等による健康管理、感染管理体制について関係者と調整、感染管理等の条件に適した「宿泊施設等」を選定し、早急に移行開始を目指す。

新型コロナウイルス感染症対策に関する 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の区域変更等について

令和2年4月17日

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 緊急事態宣言の趣旨

令和2年4月16日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、4月7日に宣言した緊急事態措置を実施すべき区域を7都府県から、全都道府県に拡大するとともに、実施すべき期間を5月6日までと決定し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を改正した。

北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府の6道府県については、現在の対象区域と同程度にまん延が進んでいる。また、これら以外の県においても都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高いことから、地域の流行を抑制し、特に大型連休期間における人の移動を最小化する観点から、全都道府県を緊急事態措置の対象とすることとしたもの。

2 新型コロナウイルス等緊急事態宣言の区域変更等

(1) 緊急事態措置を実施すべき期間

令和2年4月7日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県については、同月16日）から5月6日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、速やかに緊急事態を解除することとする。

(2) 緊急事態措置を実施すべき区域

4月7日に宣言した7都府県に、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府を緊急事態措置を実施すべき区域（この13都道府県を総称して、以下「特定警戒都道府県」という。）に加えるとともに、全都道府県を緊急事態措置の対象とすることとした。

3 基本的対処方針の措置（主な改正点）

(1) まん延防止の措置

特定都道府県は、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。特に、大型連休期間においては、特措法第45条第1項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、住民に協力を要請する。また、域内の観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を求める。

(2) 特定警戒都道府県以外の県の措置

特定警戒都道府県以外の県にあつては、感染者が少ない県があるものの、全国的に感染拡大の傾向が見られることから、地域の流行を抑制し、特に、大型連休期間における人の移動を最小化することを目的として緊急事態宣言の対象とするものであることにかんがみ、特定都道府県が実施することとされている措置のうち、

「施設使用の制限要請等」

「在宅勤務（テレワーク）等の強力な推進」

「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者についての業務の継続要請」

の措置については、感染拡大防止を主眼としつつ、地域の感染状況や経済社会に与える影響等を踏まえ、都道府県知事がある実施について、判断を行うものとする。

4 参考

特措法第45条第1項の規定（感染を防止するための協力要請等）

特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

<緊急事態宣言の公示について>

- 全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を公示。
- 緊急事態措置を講ずる区域・期間等を指定。公示にあたっては、基本的対処方針の変更について専門的評価を受け、決定する。

【緊急事態宣言の要件】

- 要件1 感染した場合における重篤症例の発生頻度が季節性インフルエンザに感染した場合に比して相当度高いと認められる場合
- 要件2 感染経路が特定できない場合又は患者等が公衆にまん延させるおそれがある行動をとっていた場合

基本的対処方針の見直しを行った上で、知事の以下の権限に基づき対応

<緊急事態宣言が出された場合の知事の権限>

No.	項目	内容
1	不要不急の外出の自粛等の要請(第45条第1項)	県民に対し、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに居宅から外出しないことを要請することができる。 <生活の維持に必要な場合> 医療機関への通院、生活必需品の買い物、必要不可欠な職場への出勤、健康維持のための散歩やジョギングなど（内閣官房HPより）
2	必要な協力の要請(第24条第9項)	団体や個人に対し対策の実施に関し必要な協力を要請
3	学校、社会福祉施設、興行場等の使用制限等の要請(第45条第2項)	次の施設管理者等に対し、使用(催物の開催)の制限・中止、停止を要請することができる。 ⇒ 要請に応じないときで、知事が必要があると認めるときは、指示が可能 ⇒ 知事が要請・指示をしたときは、その旨を公表(個別施設名を公表) (ア)学校、保育所、介護施設 (イ)床面積の合計が1,000㎡を超えるもの 1,000㎡未満でも、厚生労働大臣が定めて公示するものは対象 大学・専修学校・各種学校・劇場・観覧場・映画館・演芸場・集会場・公会堂・展示場、百貨店・マーケット、ホテル・旅館、体育館・水泳場・ボウリング場・遊技場、博物館・美術館・図書館、キャバレー・ナイトクラブ・ダンスホール、理髪店・質屋・貸衣装屋、自動車教習所・学習塾その他学習支援業 等
4	臨時の医療施設での医療の提供等(第48条) 臨時の医療施設を開設するための土地等の使用(第49条)	当該土地等の所有者及び占有者に対し、同意を得て、土地、家屋・物資を使用することができる。
5	物資及び資材の供給の要請(第50条)	国の省庁、地方機関に対し、必要な物資・資材の供給についての要請をすることができる。
6	医薬品等緊急物資の運送の要請・指示(第54条)	鉄道事業者、運送事業者、医薬品等販売事業者等に対し、必要な物資又は資材の運送、医薬品等の配送についての要請をすることができる。
7	医薬品、食品等特定物資の売渡しの要請・取用・保管(第55条)	特定物資(生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送業で取り扱うもの)の所有者に対し、売渡しを要請することができる。
8	緊急時の埋葬又は火葬の実施(第56条)	埋葬または火葬が困難な場合、厚生労働大臣が定めるところにより、知事が埋葬又は火葬を行わなければならない。
9	生活関連物資等の価格の安定等に必要な措置(第59条)	生活関連物資等の買い占め及び売り惜しみに対する調査、監視の措置を講じなければならない。

新型コロナウイルス感染症対策に関する各部局の取組【概要】

◆ 総務部

- 県政広報媒体を活用し注意喚起。
- 県公式ホームページトップで新型コロナウイルス感染症関連情報を提供。
- 私立学校等へ注意喚起。
- 総務省関係情報を市町村へ情報提供。
- 都内の開催予定のイベント中止。
- 職員の健康管理の徹底を図るため、本日、4月10日から当面の間、全職員に体温測定と体調確認を義務づけ。
- 在宅勤務の試行期間について令和2年3月31日までとしていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、試行期間を延長。
 - ・試行期間：令和2年2月3日～当面の間
 - ・対象者：知事部局の全職員（臨時・非常勤職員などを除く）。
 - ・実施方法：在宅勤務用PC（5台）を使用し、オンラインで在宅勤務を実施。
- 新型コロナウイルスが感染拡大している状況を踏まえ、新たな在宅勤務の制度の運用を順次開始。
 - ・実施方法：所属長の承認を得てPCをオフラインで使用。
- ※ 県外事務所については、一部先行して4月8日から在宅勤務を開始済。（東京4月8日～、大阪4月9日～）
- ※ 本庁機関においては、4月13日から実施。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、時差出勤について、対象者を公共交通機関利用職員から全職員に拡大するとともに、出勤時刻のパターンも拡大。
 - ・実施時期：4月8日～当面の間
 - ・実施方法：出勤時刻（7：00～11：00）の8パターン
- 感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止等措置について、別途通知するまでの間延長する旨を通知（3/23）
- 緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について通知（4/10）
- 3月30日実施予定の退職者辞令交付式、4月1日実施予定の新採用職員辞令交付式の中止。

◆ 危機管理部

- 消防庁関係情報を各消防本部へ通知。
- 各消防本部及び危機管理部関係団体へ注意喚起。
- 各消防本部に傷病者への対応の具体的手順の再徹底を図るよう

通知。

- 感染拡大防止の観点から、県主催のイベント等に係る開催基準策定。(2/27)
- 3月15日までとしていた県主催のイベント等に係る開催基準の適用期間を3月末まで延長(3/13)。」
- 3月20日の政府の対策本部会議において、専門家会議の見解を踏まえた対応を呼びかけていることから、県主催のイベントに係る開催基準を改め、当面の間適用する。
- 4月1日の国の専門家会議において、感染状況から3つの地域区分ごとに想定される対応が示されたことから、県主催のイベント等に係る開催基準を改め、当面の間適用する。
- 国(内閣府・消防庁・厚生労働省)からの避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関する技術的助言について、各市町村に情報提供。

◆ 企画調整部

- 「都道府県・指定都市と総務省とのホットラインに、県の現状・対策、具体的な課題等を把握して報告。
- 県内プロスポーツチーム等への注意喚起。
- 福島ファイヤーボンズ福島県スペシャルマッチ(Bリーグ公式戦:2/22(土)~23(日))における感染症対策の実施。
- Jヴィレッジへ注意喚起。
- 統計調査員に対し、リーフレット、Q&Aを添付して注意喚起の通知(3/2)。
- 自民党根本匠議員への知事要望実施(3/28)。

◆ 避難地域復興局

- 生活再建支援拠点等の避難者支援団体に注意喚起。
- 新型コロナウイルス感染者が発生した避難地域市町村から県駐在職員を通じて情報収集、県本部へ提供(4/2~)

◆ 文化スポーツ局

- NPO法人等関係団体へ注意喚起。
- オリ・パラ大会に向けた新型コロナウイルス感染症に係る政府・競技団体間のネットワーク窓口を設置(2/13)
- 文化センター、アクアマリンふくしま来館者及び(公財)福島県体育協会を通じた各競技団体への注意喚起。
- 第13回声楽アンサンブルコンテスト全国大会の中止(2/28)。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の1年程度の延期及び3/26からのオリンピック聖火リレーの延期(3/24)
- 東京2020オリンピック聖火展示一般公開の中止(4/8)

◆ 生活環境部

- 福島県国際交流協会ホームページで注意喚起。
- 各市町村国際交流担当へ関係情報を周知。
- 在中国県人会等関係団体へ外務省関係情報を周知。
- 旅券室ホームページ（海外渡航情報）で注意喚起。
- 各旅券窓口にて外務省発表情報を掲示。
- 一般社団法人産業資源循環協会及び市町村等に「感染性廃棄物の適正処理に関する注意点等（環境省通知）」を周知。
- 福島県バス協会及びタクシー協会へ注意喚起。
- トイレットペーパー等の品不足について、事業者へ聞き取り調査を実施(3/2)し、冷静な対応への呼びかけを県ホームページに掲載(3/4)。
- 消費者庁からの情報や注意喚起等について、随時県ホームページに掲載。(3/6～)
- JR常磐線全線開通記念式典(3/14)及び環境創造センターにおけるコミュタンフェスティバル(3/29)の中止。
- 外務省が全世界に対する危険情報レベル2（不要不急の渡航は止めてください）を発出したことから、旅券室ホームページの海外渡航情報に同内容を掲載するとともに、県内の各旅券窓口にて「全世界に対する危険情報の発出」を掲示(3/26)。

◆ 保健福祉部

- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、(公財)福島県生活衛生営業指導センターへ関係患者発生時の協力を依頼。
- 福島県旅館ホテル生活衛生同業組合、(公財)福島県生活衛生営業指導センターへ注意喚起及び感染が疑われる宿泊者への対応等の通知。(2/7)
- 高齢者施設、障がい者施設、児童施設等へ注意喚起。
- 高齢者施設等における面会については、「緊急やむを得ない場合を除きできる限り制限されるなど、万全の対策をとられるよう」との部長通知(2/25)
- 県備蓄マスク(一般10万枚、医療3,300枚)を「帰国者・接触者外来」を担う医療機関へ提供。(2/10)
- 各看護師等養成所、各医療関係職種養成施設へ情報提供と注意喚起。(2/6)
- 社会福祉法人、施設等に対する監査及び実地指導の中止。
- 福祉サービス第三者評価調査者継続・向上研修の中止。(3/12)
- 各火葬場経営者に対し、新型コロナウイルスにより亡くなられた方の遺体の火葬等の取扱いについて通知(2/28)。
- 新型コロナウイルスの検体検査料について、3/6から公的医療保険の適用対象となる旨、市町村、国保連合会等関係機関へ通知

(3/5)

- 飲食店営業者等へ衛生環境激変対策特別貸付制度に新型コロナウイルス感染症が適用となることを周知(3/5)。
- 高齢者施設へのマスク配布 600枚(3/9)
- 高齢者施設等に対して、「感染防止対策の徹底」と「感染が疑われる者が発生した場合の対策」など、感染防止策の徹底を部長通知。(3/8) また、市町村に対しても同様に協力依頼。(3/9)
- 高齢者施設等における感染拡大防止対策の徹底を図るため、市町村と連携し各施設等で実施している感染防止の対策事例の共有等に関する部長通知を发出(3/19)
- 高齢者施設等に対する新型コロナウイルス集団感染防止に係る注意喚起の周知(国事務連絡)を改めて高齢者施設等へ周知(3/26)。
- 高齢者施設等における感染拡大防止対策の更なる徹底を図るため、対策事例の内容を追加の上、施設等及び市町村へ部長通知を发出(4/2)
- 障がい者支援施設、保護施設に対し、感染拡大防止対策の更なる徹底について部長通知を发出(4/3)
- 県薬剤師会の仲介により、東北アルフレッサ(株)から購入する消毒液800ℓを、高齢者施設等へ4月上旬に配布見込(4/1)。
- 1日最大98検体(概ね49人分)の検査体制を1日最大114検体(概ね57人分)検査できる体制に強化。(3/23)
- 中核市及び医療機関との調整を継続し、今後も更なる検査体制の拡充を目指す。(4/1)
- 各水道事業者に対し、新型コロナウイルス感染症の影響による水道料金の支払い猶予等の取扱いについて文書发出(3/19)
- 新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金(緊急小口資金)及び総合支援資金(生活支援費)について3/25より特例貸付の受付を開始。(3/25)
- 県内12生活衛生同業組合及び県生活衛生営業指導センターに対し、「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を周知。(3/23)

◆ こども未来局

- 認可保育所等関係施設等へ注意喚起。
- 母子寡婦父子福祉資金における生活資金(生活安定及び失業に係る貸付)の貸付が可能である旨各市町村及び各保健福祉事務所へ周知(一時的に就労収入が減少ケース)。(3/2)
- 放課後児童クラブの利用を希望する方へ広く受け入れる体制を整えるよう各市町村へ通知。(3/3)
- 認可外保育施設等の消毒液等の購入費用を補正予算として計上。(3/19)
- 放課後児童クラブ受け入れ状況の現地確認を実施。3月19日現在、30市町村、122クラブを確認。(3/23)

- 児童福祉施設等に手指消毒用として特定アルコールの希釈配布を開始（4/15）

◆ 商工労働部

- 各商工会議所等関係団体へ注意喚起。
- 福島県職業能力開発協会（技能検定試験会場）へ注意喚起。
- 県内企業への影響を調査。
- 国の緊急対策（日本政策金融公庫緊急貸付）と共に利用できる県制度資金（緊急経済対策資金（外的変化対応資金））を紹介。
- 雇用調整助成金の特例措置を周知。
- 福島労働局開設の相談窓口を県HPにより周知。（2/19）
- 福島県中小企業労働相談所（雇用労政課内）にて、雇用関係の各種相談に対応。
- ふるさと福島情報支援センター及びふくしま生活・就職応援センターにて、企業説明会の中止等の影響を受ける学生等の就職活動の支援。
- 社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設（3/3）
- 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得に対する国の支援措置について情報収集し運用開始に合わせて周知を行う。
- 県立テクノアカデミーの学生を対象とした訓練を3月4日から春季休業の開始日（3月17日）までの間、臨時休業とする。
- 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化する（3/5）。
- 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援の創設（委託を受けて個人で仕事をする方向け）について周知。（3/10）
- 雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大を周知。（3/28）
- 県立テクノアカデミーの職業訓練を4月1日から再開した。
- 雇用調整助成金に関する申請書類の大幅な簡素化を周知。（4/10）

◆ 観光交流局

- 県内旅行者（旅行業協会非加盟）に対し、帰国時検疫への協力依頼、国等より発出される各種注意喚起、水際対策に係る各種措置、外務省感染症危険情報や雇用確保・中小企業者支援に係る情報等について周知。（1/24より随時、計17回）
- 県旅館ホテル生活衛生同業組合に対し、帰国時検疫への協力依頼、各種注意喚起情報提供のほか、意見交換等を実施。（1/24より随時、計4回）
- 住宅宿泊事業者に対し、国等より発出される各種注意喚起、水際対策に係る各種措置情報や支援措置等の情報について周知。（1/24より随時、計6回）
- 福島空港利用者へ中国語表記等で注意喚起。（1/24）
- 市町村観光担当へ管内観光案内所、観光協会等への注意喚起を依頼。（2/19より随時、計2回）

◆ 農林水産部

- 福島県森林・林業・緑化協会等関係団体へ注意喚起(2/19)。
- フォレストパークあだたら利用者へ注意喚起(2/17)。
- 農業短期大学校にて学生・教職員に注意喚起(2/14)。
- 農業短期大学校において、学生の食堂利用による3密を避ける対策として4月7日の夕食から当分の間、食堂での食事提供から弁当提供に変更し、学生寮自室等での喫食を行うこととした(4/7)。
- 部内出先機関、農林業関係団体へ、県発注工事及び業務における作業従事者等に感染者が判明した場合の報告及び工事一時中止の措置について通知(2/28)。
- 福島県発注工事及び業務における感染拡大防止対策方針(～3/15まで)を各市町村、農林関係団体に情報提供(3/3)。
- 指定管理者(フォレストパークあだたら及び総合緑化センター)へ、利用者を特定の場所へ集めるイベントの自粛要請(3/4)。
- 林業関係団体へ、「小学校等の臨時休校に伴う保護者の休暇取得支援(新たな助成金制度の創設)及び雇用調整助成金制度」の周知について通知(3/5)。
- フォレストパークあだたらで開催予定の令和元年度福島県もりの案内人及び福島県グリーンフォレスターの認定書交付式(3/8)を中止。今年度の認定者には状況説明し、認定書を郵送。
- 農業短期大学校は、学生の海外農業研修(選択科目)ニュージーランド7日間(3月15日(日)～3月21日(土))を中止。
- 農林水産省が公表した「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・事業継続に関する基本的なガイドライン」について市町村、関係団体へ通知(3/17)。

◆ 土木部

- 港・空港や公園、県営住宅等関係施設の利用者へ注意喚起。
- 小名浜港、相馬港で保安委員会を開催し関係者へ注意喚起。
- 道の駅設置自治体へ注意喚起。
- 部内出先機関へ県発注工事における作業従業者等に感染者が判明した場合の報告及び工事一時中止の措置について通知。また県の対応について各市町村及び建設業関係団体に情報提供。(2/28)
- 入札監理課から示された福島県発注工事及び業務における感染拡大防止に向けた対応方針(3月15日までの措置)について、建設業関係団体に情報提供した。(3/3(月))
上記の措置について、当面延長とすることとなったため、部内の出先機関等に対して通知文書を発出した。各市町村及び建設業関係団体にも情報提供した。(3/23(月))※参考:業務委託8件について、受注者の希望による一時中止措置を行った。(3件解除済)
- 工事現場における配置技術者が育児により現場を離れる必要がある場合、現場への常駐義務を緩和できる等(建設業法)の措置が

国から示されたため、庁内各機関、各市町村及び建設業関係団体に周知。

○ 県営あづま総合運動公園内のうち、密閉・密集・密接の発生が危惧される施設の利用を中止した。(4/15～)

(1)あづま総合体育館の一部施設

・屋内プール

・トレーニング室

・体育室

・軽運動室

・幼児体育室

・宿泊施設

(2)とうほう・みんなのスタジアムの一部施設

・トレーニング室

◆ 出納局

- 指定金融機関及び収納代理金融機関に対し注意喚起。
- 物品購入(修繕)競争入札参加資格の申請方法について、申請書を持参する取扱のところをすべての事業者に対して郵送を可とした。(4/6～)

◆ 教育庁

- 県立図書館、美術館等の社会教育施設における感染拡大防止の取組の徹底
- 学校における3月2日から春季休業の開始日までの臨時休業及び必要に応じた児童生徒の受入れ(2/28～)
- 不特定多数を参集するイベント等の中止(2/28～)
- 感染リスクに配慮した卒業式及び高等学校入学者選抜の実施(3/1～)
- 職員が通勤混雑を回避できるよう臨時的な時差出勤を知事部局と同様に実施(3/2～)
- 臨時休業中の公立小中学校・県立特別支援学校の児童生徒の状況に係る緊急調査結果の公表及び市町村教育委員会に対する健康チェックや運動の推奨等に関する通知(3/12)
- 児童生徒に対する学校の臨時休業に関する教育長メッセージの発出(3/12)
- 公立小・中学校担当者を対象とした新型コロナウイルス感染症に関する研修会を開催(3/16～3/19)
- 公立学校における4月1日からの教育活動の再開について通知(3/24)
- 児童生徒、保護者、教職員に対し学校再開に当たっての教育長メッセージを発出(4/3)
- 県立高等学校における地域の感染状況に応じた時差通学の導入や短縮授業等の実施について通知(4/6、4/8)

- 県立学校における新型コロナウイルス感染症への対応を示した「新型コロナウイルス感染症県立学校対応マニュアル」を作成(4/14)

◆ 病院局

- 各県立病院において、新型コロナウイルス感染疑い患者対応マニュアルを作成し、全職員で共有。
- 感染が疑われる患者が来院した場合には、入り口や動線を区分し、他の患者等との接触を防止。
- 職員や面会者を介した院内感染防止対策の強化。
 - ・職員・・・勤務前に検温を実施。(3/6～)
 - ・面会者・・・入院患者への面会の禁止・制限(3/9～)
- 院内感染対策委員会を随時開催し、最新情報に基づく適切な院内感染対策を実施。
- 通勤混雑に対する臨時的な時差出勤制度や、新型コロナウイルス感染が疑われる場合の服務取り扱いについて周知。(2/28)
- 学校等の臨時休業に伴う診療への影響等を集約し、勤務シフト等の変更を実施。(3/2～)
- 各病院におけるマスク等の在庫状況を病院局で定期的に確認し、不足する病院があれば、病院間で在庫を調整。(3/11～)

◆ 議会事務局

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、時差出勤について、知事部局と同様に対象者を公共交通機関利用職員から全職員に拡大するとともに、出勤パターンも拡大。
 - ・実施時期：4月8日～当面の間
 - ・実施方法：出勤時刻(7:00～11:00)の8パターン
- 新型コロナウイルスが感染拡大している状況を踏まえ、知事部局と同様に新たな在宅勤務制度の運用を開始。
 - ・実施期間：4月14日～当面の間
 - ・実施方法：所属長の承認を得てPCをオフラインで使用。
- 議員の登庁前検温等の体調チェックの実施、発熱・咳等の風邪症状がある場合の登庁自粛及び登庁時のマスク着用の徹底について、代表者会議で決定。
 - ・実施期間：4月16日から当面の間
- 各会派に対して、来客について、マスク着用やアルコール消毒液の利用、咳等の症状がある方への控室への入室を遠慮していただくなどの対策を取るよう協力を依頼(4/16)。
- 傍聴者へ、傍聴時の咳エチケット等の感染予防対策を周知(2/21)。
- 傍聴者の手洗い徹底や咳エチケット励行を各会派へ要請するとともに、風邪症状のある方の傍聴を控えるよう周知(2/28)。
- 感染予防のため、議会図書室を利用する際のマスク着用やアル

アルコール消毒液の利用、咳等の症状がある方への利用を遠慮していただくことについて、議会図書室の入り口への掲示、ホームページで周知（4/16）

◆ **県警察**

- 県警ホームページにおける注意喚起（来庁時の感染防止、便乗した詐欺や悪質商法等）
- 警察施設における感染防止対策（消毒液設置、ドアノブ等のアルコール除菌清掃等）

新型コロナウイルス感染症に関する 支援制度ガイドブック

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

(第1版 令和2年4月16日現在)

